

平成 20 年 2 月 14 日

各 位

上場会社名 日本カーボン株式会社  
代表者 取締役社長 田島 茂雄  
(コード番号 5302 東証第一部)  
問合せ先 業務管理部長 今井 浩二  
(TEL 03-3552-6111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 20 年 3 月 28 日開催予定の第 149 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

現行定款第 16 条は、新株予約権の無償割当てに関する事項についての決議機関を定めておりますが、買収防衛策としての新株予約権の無償割当てに関する裁判所の一連の決定及び近時の買収防衛策をめぐる議論の状況を踏まえ、買収防衛策に関する事項について、株主総会の承認決議を経ることを明確にするものであります。

なお、本件についての詳細は、本日別途公表いたしました「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の改定について」をご参照ください。

#### 2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 15 条 (条文省略)	第 1 条～第 15 条 (現行どおり)
(新株予約権無償割当ての決定機関) 第 16 条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。	(買収防衛策) <u>第 16 条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入、継続、変更または廃止を決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、株主総会の決議または取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定のものに対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。</u>
第 17 条～第 46 条 (条文省略)	第 17 条～第 46 条 (現行どおり)

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 3 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 20 年 3 月 28 日

以上